



への支援として、市民を巻き込んだ生産物の販売支援や市民による自給的・小規模農家の状況に合わせた支援及び31ページ都市農地の多面的機能に基づいた評価基準を検討し保全方法を検討することや市民とともに農地の保全に係る方策を検討実施することについては進んでおらず、今後進めていく取組です。

35ページ以降は第4章として、後期計画期間の実施計画となります。これまで、前期計画期間である平成30年度から令和4年度までの事業期間において、各種取組を進めてきましたが、第3章で示したとおり、一部進捗していない取組項目もありました。また、これまでの5年間で新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の社会情勢による農業者への影響についても課題の1つとなっていることから、これまでの取組の評価及びこれから変化する社会情勢等にも対応できるよう、これまでの取組項目を継承しつつ、令和5年度から9年度までの実施計画を策定します。

なお、35ページに記載のあるとおり、引き続き重点的な取組については、（重点）と記載し、現行の実施計画から新たに取組むべき項目として追加した取組項目には、（新規）と記載しています。

新規の取組項目として6項目を追加しています。まず、36ページ「基本方針1（1）市民のニーズに応える都市型農業の推進」のうち「生産者に対する環境整備の支援」を新規取組項目として設定しています。こちらは、変化する社会情勢に対する生産者の影響を最小限に抑えるための施策として、状況に応じて検討し実施するものです。次に、38ページ「基本方針1（3）地産地消を推進し市民に供給する多様な販路を整備する」に「市内事業所での地場野菜等の供給率拡大」として、市内の地場野菜を活用した市内飲食店等の拡大のための支援策を講じるものです。40ページ「基本方針1（4）安心・安全の『狛江ブランド』の確立」のうち「狛江GAP研究会のサポート体制づくり」を新規に設定しています。狛江ブランド農産物を生産する有志の生産者の組織である狛江GAP研究会に対しては、これまで、加入生産者の拡大や情報発信を行ってきましたが、これからは行政のみならず、市民や関係機関と一緒に情報発信を行ったり、活動を支援する体制づくりを進めていくための取組項目です。42ページ「基本方針2（1）《こまえ農業》の意欲ある担い手の育成」の新たな取組として、「独自の認定農業者制度の検討」を加え、国が示している既存の認定農業者制度のほか、狛江市独自の（仮）準認定農業者制度を検討し、支援するものです。44ページ「基本方針2（3）市民による援農システムの検討」に「援農ボランティアの受入れ農地の拡大」を加え、現在2つの農地で実施している援農ボランティア制度を拡充し、より多くの希望者が活動できる環境の整備を行うものです。最後に47ページ

「基本方針3(2) 農業者と消費者による《こまえ農業》の推進」として「市民農園等の整備方針の策定」を加え、計画的な市民農園等の整備に向け、関係機関等と連携を図り、基本方針を策定することとしています。本内容について、7月21日までに各部において確認をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 評価C、Dの項目について、その評価とされている理由が記載されていないので、記載してください。また、新規事業について、その年度に開始する根拠等を明確にしてください。

市長 評価組織はどのようになっていますか。

部長 庁内関連部署に確認して評価を行っています。

市長 他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「ハラスメントに関する相談件数等（令和4年度）について」を報告してください。

部長 狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び同施行規則第7条第2項に基づき報告するものです。1点目に、ハラスメントに関する相談件数についてです。こちらは、令和4年度中にあった相談件数に関して、ハラスメントの種別ごとに記載しています。件数の分類については、相談者本人の申し出による分類であり、実際のハラスメント事案ではなく、あくまで相談の件数となります。まず、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメントについては相談がなく、パワーハラスメントは、内部・外部合わせて11件、マタニティハラスメントは外部相談1件、その他ハラスメントは外部相談10件、その他ハラスメントに含まれない問題は外部相談が2件ありました。外部相談窓口については、委託業者の設定する分類上にモラルハラスメントに関する項目がなく、パワーハラスメント等のその他の項目に集計されるため、ハイフン表示としています。対応としては、内部相談窓口にあったパワーハラスメントの1件は、相談者からの求めにより、対応と手続きについて説明しました。外部相談窓口へ相談者から市へ対応の求めがあったものについては、相談者の要望に応じた対応を行っています。具体的な職員課の対応内容としては、当事者双方への聞き取りや、相談者の所属上司への要望の伝達等です。

2点目「狛江市ハラスメント苦情処理委員会」については、令和4年度は2月17日、令和5年度は7月6日に開催しましたが、ハラスメントの具体的な相談案件に関する苦情処理等の調査・審議はなく、相談件数や傾向について報告し、最近の社会情勢を踏まえた意見交換を行いました。委員からは、近年ハラスメントに対する感度が高まっていることもあり、対前年比で相談件数が増えているものの、相談しやすい環境が整っていることの表れでもあ

るのではないかと意見をいただきました。3点目の「懲戒処分の有無及び処分内容」についてですが、ハラスメント行為による懲戒処分はありませんでした。次に、資料2ページを御覧ください。「ハラスメントの傾向等について」として、令和4年度の相談実績を踏まえ、職場において、ハラスメントの種別や相談者との関係性をグラフ化し、傾向を示したものです。相談内容では、パワーハラスメントが最も多く全体の46%を占め、マタニティハラスメントは4%、その他のハラスメントは42%という結果になりました。次に、相談者との関係性では、把握できた範囲になりますが、上司が4件と最も多く、同僚、他部署の職員がそれぞれ2件という結果でした。相談事例としては、係内における業務分担の不満の申し出や特定の職員から冷たい態度を取られ精神的な負担がある等です。また、相談内容を客観的に見ると、ハラスメントに該当するもの以外に組織体制等の改善要望等に関するものも含まれていました。

本内容の公表については、広報こまえ7月15日号及び市ホームページで行います。最後に、先日特別職及び理事職以上の幹部職員に対し、ハラスメント防止研修を実施したところですが、講師より、指導する側・される側ともにハラスメントの正しい認識を持ち、ハラスメントが無い組織風土を作り、一方で必要に応じて、部下に対して正しい指導が適切に行われることが大切であるとの話もありました。今後も各職層に合った研修を繰り返し実施してハラスメント防止に取り組むとともに、相談があった際には、丁寧かつ適切に対応を心掛け、相談しやすい体制づくりに引き続き取り組んでいきます。

副市長 研修の際に挙げられた時短ハラスメントについて、公務員の場合、超過勤務は上司の命令になるため、該当しないのではないのでしょうか。法律や庁内制度等を含め確認してください。

市長 ハラスメント研修については、職層問わず職員全員が受講することが重要です。続いて、報告事項2「介護保険の賦課更正の誤りについて」を報告してください。

部長 平成27年度4月1日施行の介護保険法第200条の2の規定により、介護保険料の賦課決定は、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後についてはすることができない」とされています。これまで「当該年度における最初の保険料の納期」については、普通徴収、特別徴収のいずれも普通徴収の最初の納期である7月末日として期間計算を行っていましたが、特別徴収については、5月10日を「当該年度における最初の保険料納期」とすることが正しい賦課決定であることが、他自治体からの情報提供により判明しました。このことから、東京都市町村高齢者・介護保険担当課長会において、同事案を共有したところ、26市中23市

が同じ認識で賦課事務を行っていたこと、保険料のシステムにおいても、納期の設定が1つしかできない仕様となっていたことから、東京都を通じ、国へ見解を求めた結果、特別徴収における最初の保険料の納期について、統一的な見解が示されたことから、賦課期限経過後の賦課決定できない期間に、増額賦課更正及び減額賦課更正を行った当該賦課決定を賦課誤りとして取り消すこととしました。取消対象期間は、本改正の施行日である平成27年4月1日以後、最初の納期を迎える保険料から適用されることから、特別徴収納期限である平成27年5月10日の翌日から起算して2年経過した以後の平成29年度から令和4年度7月末までに賦課決定した特別徴収分、平成27年度から令和2年度保険料が対象となります。対象者及び金額については、増額賦課更正した人数11人、金額は210,400円、減額賦課更正した人数4人、金額は73,000円となります。こちらの対応については、増額賦課更正をした方には、通知文書をお送りし、返還手続きを行います。また、減額賦課更正をした方には、時効により徴収できる期限を過ぎていることや賦課権が消滅していることから、保険料の返還は求めないこととします。最後に今後の再発防止策として、介護保険法改正内容を担当内で正確に把握し、法解釈の情報共有を図るとともに、システム委託業者双方のチェック体制を強化して再発防止に努めていきます。

なお、庁議報告後、議員への報告を行い、市ホームページにて周知し、速やかに対象者へ通知を行います。また、国民健康保険でも同様の事案が発生している可能性があるため、現在調査中です。

市長 全国的に発生している事案であり、26市としても同様の認識をしていた自治体が多いことから、市としてプレスリリースは行いませんが、議会へ報告します。国民健康保険についても、適切な対応をお願いします。

その他ありますか。

部長 マイナンバーの紐づけに関する総点検についてです。個人情報とマイナンバーの紐づけについては、全国で人為的なミスによりマイナンバーの紐づけに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を推進することを目的として、デジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置され、個人情報とマイナンバーの紐づけが正確に行われているか、総点検が実施されることとなりました。まずは、7月中に申請時のマイナンバーの提出の有無等、現状の紐づけ方法について確認を行い、紐づけ方法の確認結果を踏まえ、秋までに全データ点検や誤紐づけの修正等が行われる予定です。各部においては、都の担当部局より調査依頼があれば回答の協力をお願いします。また、調査回答の際には、政策室合議にて起案をお願いします。

市 長        他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月18日午前9時00分から開催します。